

令和6年度 第2回 和歌山市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和7年2月12日(水) 和歌山市役所 東庁舎4階 入札室			
出席委員氏名	井伊 博行 (委員長) 後 亮 奥 智香子 三岩 敬孝 (五十音順・敬称略)			
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日			
抽出案件(総件数)	都市建設局 1件 企業局 2件	議 事 1 入札及び契約手続の状況について 2 抽出事案について 3 その他		
一般競争入札	事前審査型		都市建設局 1件	
			企業局 1件	
	事後審査型		郵送方式	都市建設局 1件
				企業局 1件
			持参方式	都市建設局 1件
				企業局 1件
電子入札方式	都市建設局 1件			
	企業局 2件			
公募型指名競争入札	都市建設局 1件 企業局 1件			
指名競争入札	都市建設局 1件 企業局 1件			
随意契約	都市建設局 1件 企業局 1件			
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問	回 答		
	別紙のとおり	別紙のとおり		
委員会による建議の内容	なし			

(委員からの意見・質問、それに対する回答等)

【入札及び契約手続の状況について】	
・特に質問なし。	
【抽出事案について】	
①加太地区魚礁設置工事その4	
(事務局)	<p>(抽出事案の概要について説明)</p> <p>本工事は船舶を使用する工事であるため、入札参加条件で、「船舶を使用した港湾又は海洋工事」の施工実績があるもの、「港湾工事に係る起重機船又はクレーン付き台船を自社保有又は公告日以前に継続の傭船契約により確保していること」としており、業者の入札参加の有資格者数が狭まっています。</p> <p>陸上での施工条件について、魚礁の製作ヤードの予定場所は、当時、別工事の「友ヶ島野奈浦棧橋架替工事」で一部使用しており、用地の管理者や施工業者間の綿密な調整が必要となります。</p> <p>海上の施工条件について、魚礁の沈設箇所は友ヶ島の北側に位置しており、水深が深く気象海象の影響を受けやすく作業日が極端に制約されます。さらに、当沈設箇所は好漁場であるため、漁業関係者と施工日時等の綿密な調整が必要となります。よって、気象条件への対策や工程管理等の調整、周辺環境への配慮が必要となり、諸経費の圧縮が難しかったため、入札参加者が2者と少なく、高い落札率になったものと考えられます。</p>
(委員)	コンクリートで魚礁を作って沈設するということですね。
(事務局)	その通りです。
(委員)	市として魚礁整備事業があつてそれを計画的に進めているということですか。
(事務局)	その通りです。
(委員)	コンクリートで魚礁を作っているということですが、形状（デザイン等）は決まっているのですか。
(事務局)	種類はいくつかありますが、計画の段階で比較検討を行い関係各所と調整しながら決定しています。
②有功第1雨水幹線工事その13	
(事務局)	<p>(抽出事案の概要について説明)</p> <p>本工事は、有功用水路にU型の函渠を布設し、当該エリアの浸水被害の軽減を図るものです。「予定価格が高く、落札率が高い案件」ということで抽出いただきましたが、本工事は、既設水路の改修工事であり、水路の水をせき止めることなく工事を行うため、オープンシールド工法という特殊な機械を用いた工法で施工する工事となります。</p> <p>オープンシールド工法は特許工法であり、工事の施工にあたっては、特許実施料の支払いに加え、他県にあるオープンシールド機器を運搬設置したうえで着工し、工事完了後に機器を返却する必要があります。</p>

(委 員)	そのため、他の下水道工事に比べて、企業努力で経費を削減することが困難なことなどから、落札率が高くなっていると考えられます。
(事務局)	工法に特許があり企業努力で経費を削減することが困難と説明がありましたが、今回2者応札があり価格に差が見受けられますが、なにか企業努力できる要因はあるのでしょうか。
(委 員)	特許実施料が、一度支払いますと何か年か有効になる期間がある特許実施料の支払い方になっておられて、過去に落札した業者ですと以前に支払っている実施料で今回の工事は施工可能ということで、経費の削減ができたのかと思われま
(事務局)	す。
(委 員)	新たに支払わなくても使用できると。
(事務局)	その通りです。
(委 員)	特許は誰が持っていますか。
(事務局)	協会が持っています。
(委 員)	では業者間に差があるわけではないですね。
③六十谷第2浄水場二次濃縮槽掻寄機駆動部更新工事	
(事務局)	(抽出事案の概要について説明) 1回目入札が1者入札で不調となり、入札参加資格を見直したうえで2回目の入札(再入札)を行ったものになります。 今回の工事内容は、既存施設である汚泥濃縮槽において、汚泥を掻き寄せるための掻き寄せ機の駆動部を更新する工事で、駆動部自身はメーカーにより新たに製作や購入ができることや、既存設備の再利用部分についても、価格が合えば施工が可能であると考えられることから入札に付することが妥当と判断しました。 しかしながら、六十谷第2浄水場は稼働中であるため、断水、停電等、浄水場の運転に支障を及ぼすことの無いよう施工計画を行う必要があることや、更新した駆動部のみでなく、汚泥掻寄機として能力を発揮できるよう責任施工する必要があるため、既設メーカーが価格面でも有利で他業者の参入が困難となり、結果として応札者が1者となり落札率が高くなっているものと考えられます。
(委 員)	結局既設メーカーということですね。
(事務局)	その通りです。
(委 員)	機械設備にありがちな既設メーカーでないとできないという案件ですね。 今後メンテナンスが増えてくると思います。新設するときにもそこも見据えての発注をしていかないと。
(事務局)	どのような形が効率よく施設の的に整備できるか、また併せてランニングコストなどを踏まえたうえで総合的に評価していきたいと考えております。
【その他】	
・該当なし	